

公共施設再配置計画推進会議本部会付議事案書

平成28年11月1日 公共施設マネジメント課

事案名	秦野市公共施設の使用料の適正化のための関係条例の整備に関する条例の骨子案を決定することについて
目的・必要性	人口減少と住民の高齢化が進む中、必要性の高い公共施設サービスを次世代に重い負担を残すことなく、持続可能なものとしていくため、納税者間、世代間の負担の公平性を確保するとともに、公共施設の老朽化対策の推進に資する「秦野市公共施設の使用料の適正化のための関係条例の整備に関する条例」を制定するに当たり、庁議において意思決定を行うための最終案について、本会議において決定するもの。
経過・検討結果	平成26年11月 秦野市公共施設の利用者負担の適正化に関する方針策定 平成27年 4月 公共施設使用料見直しWG・PT会議での議論開始 平成27年7～9月 子どもの共用利用無料化等に関する実証実験実施 平成28年1～3月 「公共施設フォーラム2016」開催 平成28年4月～ 低利用時間帯の有効活用について試行を実施 平成28年7～9月 子どもの共用利用無料化等に関する実証実験実施 平成28年10月～ 各公共施設の運営協議会等、地区別市政懇談会、自治会連合会役員会、教育委員会会議等での説明及び意見聴取
決定等を要する事項	以下の使用料適正化案を本会議における最終案とし、政策会議に付議する。 1 料金改定案（別添資料参照） 料金改定 全33施設 平均改定率54.8%引き上げ 新規有料化 内 2施設（広畑ふれあいプラザ・末広ふれあいセンター） 新規有料開放 内 2施設（図書館（視聴覚室）・カルチャーパーク管理棟（多目的室）） 定期利用制度化 内 3施設（保健福祉センター・広畑ふれあいプラザ・曲松児童センター） 2 新料金は、平成29年4月1日以降に申請又は仮申請を行うものから適用 3 使用料の増収分を活用した老朽化対策を進める。 (1) 計画的な老朽化対策の財源に充てるため、改定による増収見込み額のうち、一定割合を毎年度末に公共施設整備基金に積立て 算定方法：積立額＝減価償却費相当額/利用者に転嫁するコスト×増収見込み額 (2) 積立金は、大規模改修（減価償却費に変化を与えるもの）又は建替えの財源の一部に充てる。 4 特別の付属設備、備品等は、規則において原則有料とするが、老朽化しているものについては、更新後に有料化する。
今後の取扱い	11月4日開催予定の政策会議に付議

